

# 適正化事業実施機関からのお知らせ

令和元年11月1日から社会保険等の未加入・未納対策が強化され、行政処分基準に「社会保険等の未加入」に加えて「保険料未納」が新設されるとともに、巡回指導で社会保険等の未加入または保険料未納が確認された場合は、運輸支局等への報告対象となりました。

**巡回指導の際には、社会保険等の加入・納付状況を確認できる直近1年分の書類をご準備くださるようお願いいたします。**

## 巡回指導の際に準備いただく帳票類（社会保険等関係）

### 労働保険

- ・労働保険関係成立届
- ・労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書
- ・雇用保険適用事業所設置届
- ・雇用保険被保険者資格取得届

### 社会保険

- ・健康保険新規適用届、被保険者資格取得届
- ・厚生年金保険新規適用届、被保険者資格取得届
- ・健康保険組合等に参加している場合には、加入及び保険料の納付が確認できる書面

### 社会保険料等を納付していることを証する書面等

- (例)
- ・保険料領収証書
  - ・労働保険料納入証明書
  - ・社会保険料納入証明書
  - ・滞納金額目録（未納がある場合に限る。）